




## 森林の伐採には届出が必要です

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。また、伐採・造林後は「状況報告書」の提出が必要です。無届で伐採したり、実行内容が届出と異なる場合には、森林法により罰せられることがあります。

届出が必要な森林	都道府県が策定する地域森林計画対象の森林
対象地の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらきデジタルまっぷの森林計画図(茨城県)</li> <li>・農林振興課に問合せ</li> </ul> 
届出が必要な方	森林所有者や立木を買い受けた人など
届出の期間	【伐採及び伐採後の造林の届出書】 伐採を始める日の90日から30日前まで
	【伐採に係る森林の状況報告書】 伐採を完了した日から30日以内
	【伐採後の造林に係る森林の状況報告書】 造林を完了した日から30日以内
提出先	市役所2階 農林振興課

※1haを超える森林の開発を行う場合(太陽光発電設備の設置は0.5ha)、また、保安林に指定されている森林を伐採する場合には、県知事の許可が必要です。詳しくは、県ホームページをご確認ください。



▲林地開発詳細(県HP)



▲保安林の伐採(県HP)

問 農林振興課 農林整備G ☎52-1111 内線205



## 文書館を臨時休館します

館内燻蒸(害虫駆除)実施のため、下記のとおり臨時休館します。

臨時休館日	7月21日(火)～7月28日(火)
-------	-------------------

問 文書館 ☎52-0571



## 蓄電システム設置への補助金の申請受付を開始します

住宅などの再生可能エネルギーの導入促進を図るため、蓄電システムを設置する人に補助をします。

補助金額	1設備につき50,000円 ※予算に達し次第、受付を終了します。
申請方法	蓄電システム設置前に、生活環境課へ申請書類等を直接提出 ※設置後の申請は対象外
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・対象設備の設置費用の見積書の写し、または契約書の写し</li> <li>・設備の形状、規格などが分かる資料</li> <li>・設備を設置する住宅の位置図(住宅地図)</li> <li>・設置工事着手前の現況写真(補助対象設備が設置された新築住宅を購入する場合を除く)</li> <li>・設備の配置図</li> <li>・市税などの滞納がないことを証明する書類(市外に住所を有する人、または申請日前年の1月1日に市外に住所を有していた人のみ)</li> <li>・「いばらきエコチャレンジ」に登録していることを確認できる資料(スクリーンショットなど)</li> <li>・委任状(代理人提出の場合のみ)</li> </ul>

※補助には要件があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

問 生活環境課 生活環境G ☎52-1111 内線114